

令和8年度 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種・任意接種

	定期接種	任意接種
対象	過去に高齢者肺炎球菌ワクチン(20価肺炎球菌結合型ワクチンまたは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがないかたで、次のいずれかに該当するかた ①満65歳のかた ②60~64歳のかたで、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害認定されたかた(身体障害者手帳1級または同程度のかた)	66歳以上のかたで過去に公費で高齢者肺炎球菌ワクチン(20価肺炎球菌結合型ワクチンまたは23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことがないかた
予診票について	①のかたで、これから65歳になるかたは誕生日を迎えた翌月に送付します。 ②のかたで、これから60歳になるかたは順次送付します。(※対象のかたで60~64歳のかたは令和8年3月末に送付します。)	接種を希望されるかたは、予診票を送付しますので、保健センターまでご連絡ください。
接種期間	①のかたは、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで ②のかたは、60歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前日まで	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
実施回数	1回のみ(※2回目以降は全額自己負担)	
自己負担額	3,000円 (※埼玉県外の医療機関で受ける場合は、全額自己負担になります。)	3,000円 (※児玉郡市外の医療機関で受ける場合は、全額自己負担になります。)
受け方	指定医療機関に予約して接種	
接種時の持ち物	①予診票(紫の用紙) ②保険証利用登録済みのマイナンバーカードまたは資格確認証 ③自己負担金	

※詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

問合せ = 住民保険課 健康推進係(保健センター内) ☎76-2855

福祉3医療助成制度について 医療保険適用後の自己負担の医療費を助成する制度です。

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級~3級のかた
- 療育手帳A、A、Bのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- 精神障害者保健福祉手帳2級を所持、かつ、自立支援医療(精神通院)を受給しているかた
- ※自立支援医療(精神通院)の自己負担の額を助成します。
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた(65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限りません。)
- ※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、この制度の対象外です。
- ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後3月31日までの児童

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の児童と児童を監護する父または母
- 父母のいない児童と児童の養育者
- 父または母に一定の障害のある家庭の児童と児童を監護する父または母
- ※「児童」とは、18歳に到達後3月31日までのかた(一定の障害のある場合、20歳未満のかた)です。
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。
- ※令和8年1月診療分から、埼玉県内の医療機関で、原則窓口払いが不要となりました。

問合せ = 介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132
こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

禁煙外来治療費を助成します

美里町では、禁煙を希望されるかたに対して、禁煙外来治療費の一部を助成しています。タバコをやめられないのは、「ニコチン依存症」という病気が原因とされています。ニコチン依存症は、治療が必要な病気です。ぜひ、ご自身の健康のためにも、禁煙にチャレンジしてみませんか。

対象者

- 以下の要件をすべて満たすかた
- ◆町内在住の20歳以上のかた
 - ◆下記の医療機関で禁煙外来治療を受けるかた
 - ◆過去に町の助成を受けて治療を受けたことがないかた
 - ◆町税を滞納していないかた

助成内容

- ◆助成を受けられるのは1人1回まで
- ◆助成額
上限2万円

禁煙外来治療指定実施医療機関

(令和8年3月時点)

市町名	医療機関名	所在地	電話番号
美里町	美里クリニック	美里町阿那志225-1	☎76-0032
	生坂医院	本庄市本庄4-12	☎22-4670
	久保医院	本庄市栗崎113	☎71-7138
本庄市	はにぼんクリニック	本庄市東台4-8-25	☎22-3596
	本庄早稲田クリニック	本庄市早稲田の杜3-14-5	☎71-8707
	本間内科皮膚科クリニック	本庄市見福3-5-6	☎27-6360
神川町	関根内科外院	神川町新里221-1	☎77-7667
	けやきクリニック	上里町七本木5574	☎35-3500
上里町	彩の丘クリニック	上里町神保原416-5	☎71-7166
	辻クリニック	上里町七本木2363-6	☎35-1116

利用の流れ

- ① **届出** ⇒ 診療を受ける前に保健センターへ「美里町禁煙外来治療費助成事業事前届出書※」を提出してください。
- ② **受診** ⇒ 医師の診断を受け、治療を開始していきます。
- ③ **完了書類提出** ⇒ 治療が完了した月の翌月の末日までに以下の書類を保健センターに提出してください。

【必要書類】

- ・美里町禁煙外来治療費助成金支給申請書兼請求書※
- ・禁煙外来治療に要した費用が確認できる領収書等
- ・医療機関の定める禁煙外来治療が完了したことがわかる書類または禁煙外来治療完了証明書※

《注意》・治療が完了していることが条件です。(中断した場合は対象外)

※美里町禁煙外来治療費助成事業事前届出書、美里町禁煙外来治療費助成金支給申請書兼請求書、禁煙外来治療完了証明書は、保健センター窓口で配布または町ホームページからダウンロードできます。

問合せ = 住民保険課 健康推進係(保健センター内) ☎76-2855